## ○厚生労働省令第九十一号

毒物及び劇物取締法 (昭和二十五年法律第三百三号)第四条の三第一項の規定に基づき、 毒物及び劇物取

締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

(毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正)

第一条 毒物及び劇物取締法施行規則 (昭和二十六年厚生省令第四号)の一部を次の表のように改正する。

## (傍線部分は改正部分)

改 正 後	改
別表第一 (第四条の二関係)	別表第一 (第四条の二関係)
<u> </u>	<u> </u>
~十   6 力 ( ) ( ) ( )	~十  6九 (泰)
十一の八 四―クロロ―ニ―フルオロ―五― [ (RS) ― (ニ	(権製)
$\overline{\cdot   \cdot  }$ $\overline{-}$ $\overline{+}$ $\overline{-}$ $\overline{+}$ $\overline{-}$ $\overline{+}$ $\overline{-}$ $\overline{+}$ $\overline{-}$ $\overline$	
五― [(トリフルオロメチル)チオ] ペンチル=エーテル(	
別名フルペンチオフェノツクス)及びこれを含有する製剤	
<u> 十一の七・十一の十</u> ( と)	<u>ナーの六・十一の六</u> (泰)
十 1 ~ 代 十 力 ( と と と と と と と と と と と と と と と と と と	ナニ~ (を)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正
別表第一 (第四条の二関係)	別表第一 (第四条の二関係)
壓を	壓を
~目61  (2)	~目の1  (盤)
五 ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジェチル	五 ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジェチル
チオホスフェイト(別名ダイアジノン)及びこれを含有する	チオホスフェイト(別名ダイアジノン)及びこれを含有する
製剤。ただし、ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―	製剤。ただし、ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―
六―ジェチルチオホスフェイト五%(マイクロカプセル製剤	六―ジエチルチオホスフエイト玉%(マイクロカプセル製剤
にあつては、三〇%)以下を含有するものを除く。	にあつては、 <u>二五%</u> )以下を含有するものを除く。
五の二~六十七 (略)	Hのニ~ 六十七 (略)

行する。ただし、第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

この省令は、毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(令和六年政令第百九十六号)の施行の日から施